

富士見市空家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家を有効活用することにより、空家が管理不全な状態になることを防止するため、空家バンク事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物その他の工作物及びその敷地であって、現に使用されていないもの若しくは近く使用されなくなる予定があるもの又は当該建築物その他の工作物を除却した跡地をいう。ただし、民間事業による賃貸、分譲等を目的とする建築物及び土地を除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家を売却し、又は賃貸することができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家を売却し、又は賃貸することを希望する所有者等から申請のあった当該空家に関する情報を登録し、広く一般に公開する制度をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

(協定の締結)

第4条 市長は、空家バンクによる空家の取引が円滑に行われるよう、宅地建物取引業の団体と宅地建物取引業者の推薦及び媒介その他必要な事項について協定を締結するものとする。

(登録申請)

第5条 空家バンクに空家の情報の登録を申請しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空家バンク登録申請書（様式第1号）及び空家バンク登録シート（様式第2号。以下「登録シート」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の外観及び内部を撮影した写真

(2) 所有者等であることを確認することができる書類

(3) 所有者等の本人であることを確認することができるものの写し

2 登録申請者は、第4条の規定により協定を締結した宅地建物取引業の団体（以下「協会」という。）が選定した宅地建物取引業者の中から、空家の売却等の交渉の媒介を依頼する者をあらかじめ指定することができる。ただし、当該登録申請者が当該指定をしなかった場合は、市長が指定するものとする。

（登録の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による登録の申請があった場合は、その内容の確認及び現地調査を行い、登録の可否を決定し、空家バンク登録（不登録）決定通知書（様式第3号）により当該登録申請者に通知し、当該通知書の写しを同条第2項により指定された業者（以下「媒介業者」という。）が所属する協会に送付するものとする。

2 前項の現地調査を行う場合においては、媒介業者に対し当該現地調査を依頼するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して2年が経過した日の属する月の末日までとする。

（登録の更新）

第7条 前条第1項の規定により登録の決定を受けた登録申請者（以下「登録者」という。）は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は当該登録の有効期間が満了する日の3月前までに、空家バンク登録更新申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録事項の変更）

第8条 登録者は、第5条第1項の規定により提出した登録シートの記載事項に変更があったときは、空家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）に変更内容を記載した登録シートを添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、空家の当該登録事項を更新し、前項の空家バンク登録事項変更届出書の写し及び登録シートの写しを媒介業者が所属する協会に送付するものとする。

（登録の抹消）

第9条 登録者は空家バンクに登録された空家に関する情報の抹消を求めるときは、

空家バンク登録抹消申出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空家に関する登録を抹消するとともに、空家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により当該空家登録者に通知し、当該通知書の写しを媒介業者が所属する協会に送付するものとする。

(1) 前項の規定による申出書の提出があったとき。

(2) 当該空家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 当該空家が登録された日から2年が経過し、第6条に規定する更新がなされないとき。

(4) 市長が協会から当該空家の売買等の契約締結の報告を受けたとき。

(5) 登録者が偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、登録することが不相当と市長が認めたとき。

（情報の公開）

第10条 市長は、空家バンクに登録された空家の情報（当該登録に係る登録者の個人情報を除く。）について、インターネット等を通じて広く公開するものとする。

（利用申請等）

第11条 登録された空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空家バンク利用申請書（様式8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、富士見市空家バンク利用申請書（様式8号）の写しを媒介業者が所属する協会に送付するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第12条 登録者及び利用希望者は、媒介業者の仲介により交渉を行うものとする。

2 市長は、登録者と利用希望者とが行う交渉及び契約については、直接これに関与しない。

3 協会は、前項の交渉及び売買、貸借に係る契約の結果について富士見市空家バンク交渉結果報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するものとする。

4 交渉及び契約に関する一切の紛争については、登録者、利用希望者及び媒介業者の間で解決しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。